## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

大分県佐伯市長

### 公表日

令和5年6月26日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童手当に関する事務				
②事務の概要	佐伯市では、児童手当法に基づき、市内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親等からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し、手当を支給する。具体的には、①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年3回(2月、6月、10月)に分けて、4か月分ずつ支給)⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定、令和4年度以降は所得上限限度額以上の場合は消滅となる。⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知⑦児童の年齢到達(中学校卒業)に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知⑧公金受取口座を選択した受給者については、手当支給前に公金受取口座情報の確認各種申請書の受付については、窓口(・郵送)での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの				
③システムの名称	Acrocity児童手当 MICJET番号連携サーバー 中間サーバー、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム				
2. 特定個人情報ファイル	LA CONTRACTOR OF THE CONTRACTO				
児童手当情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第56項、第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第26項、第30項、第74項、第75項、第87項、第121項				
5. 評価実施機関における	る担当部署				
①部署	福祉保健部 こども福祉課				
②所属長の役職名	こども福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求				
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663				
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
連絡先	佐伯市福祉保健部 こども福祉課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3180				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和5年5月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入手	を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[ ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じた	と提供を除く。) [ ]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	<b>肖去</b>							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監	查 [ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	<b>冬発</b>							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月23日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	錯誤のため
平成29年5月22日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	こども福祉課長 市原厚三	こども福祉課長 羽明謙二	事後	人事異動のため
平成30年6月13日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	こども福祉課長 羽明謙二	こども福祉課長	事後	評価書の様式変更によるもの
平成30年6月13日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連級生	TEL: 0972-22-3972	TEL:0972-22-3180	事後	電話番号の変更によるもの
平成30年6月13日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	錯誤のため
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か Ⅲしきい値判断項目 2.取扱	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	者数 いつ時点の計数か Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	「関連情報 / 情報提供ない	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正
令和4年6月1日	②事務の概要		「令和4年度以降は所得上限限度額以上の場合は消滅となる。」を加筆	事前	番号利用法の改正による修正 児童手当法施行規則の一部 の改正によるもの
令和4年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年10月11日	②事務の概要		「⑧公金受取口座を選択した受給者については、手当支給前に公金受取口座情報の確認」 を加筆	事前	特定個人情報89(公的給付支 給等口座登録簿関係情報)の 供給開始によるもの
令和4年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠		第101項を加筆	事前	特定個人情報89(公的給付支 給等口座登録簿関係情報)の 供給開始によるもの
令和4年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第121項を加筆	事前	特定個人情報89(公的給付支 給等口座登録簿関係情報)の 供給開始によるもの
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		「各種申請書の受付については、窓口(・郵送)での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。」を加筆	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		「、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム」を加筆	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更